

第8章

生活の貧困化と
ナショナル・ミニマムの課題

浜岡 政好

はじめに

生活保護の受給者数、世帯数が過去最高を更新し続けているように、現代日本の勤労者生活は悪化の一途をたどっている。ところで、「生活の貧困化」とは何かは必ずしも自明のことではない。物差しの当て方によっては違う状況が見えてくる。多くの勤労者にとって生活の悪化は日に日に迫ってはきているが、貧困が自らの生活状況であると必ずしも受け止められてはいない。したがって、ここでは貧困の定義を再吟味し、その物差しで生

活の貧困化を「見える」化し、誰が貧困の当事者なのか、どのような生活状態が貧困なのかを明らかにして、貧困の当事者たちの状況認識を共通化し、共通する生活悪化を防ぐためにはどのような社会運動や社会的保障が必要なのか、つまり「国民生活の最低限保障」（ナショナルミニマム）の必然性とその具体化と実現に向けての課題を明らかにする。

1 生活の貧困化とは何か

資本主義の下での貧困を把握するには、「資本論」の第1巻第23章で示されているように、資本主義の蓄積の一般的法則との関連でまず論理的に貧困をpushしておく必要がある。それは貧困をいわゆる貧困層の問題として理解し、「普通の暮らし」をしている普通の労働者には直接関係がないという受け止め方を転換し、貧困を「労働者階級の運命におよぼす影響」との関連で捉える必要があると考えるからである。

マルクスの「資本論」第23章では、資本主義の蓄積⇒相対的過剰人口・産業予備軍の不可避的増大⇒貧困の拡大という論理で貧困を説明している。労働者階級に貧困をもたらす相対的過剰人口は、流動的、潜在的、停滞的の3つの形態をとるが、この潜在的、停滞的形態が、今日、問題になっている非正規などのワーキング・プアである。そして産業予備軍が現役労働者に比べて大きくなるほど、固定的過剰人口、貧困な労働者が大量になり、労働者の中の貧困者と産業予備軍が大きくなればなるほど、最下層の「受救貧民」がそれだけ大きくなるとしている。マルクスは「資本の蓄積に照応する貧困の蓄積」を、労働者状態の悪化＝「貧困、

労働苦、奴隷状態、無知、野蛮化、および道徳的墮落」の蓄積として捉えている。そして状態悪化の指標の1つとして労働苦等と区別された「貧困」、つまり「生活資源の物資的欠乏」を取りあげている。

このように資本主義下において労働者が被る貧困は、上記のように生活苦、労働苦、奴隷状態、無知、野蛮化、道徳的墮落の総計として理解する必要がある。ここで生活苦、労働苦とともに貧困状態の指標としてあげられている「奴隷状態、無知、野蛮化、道徳的墮落」は何を示しているのであろうか。これらはいずれも人間の社会性の破壊（社会苦）を示しているものと思われる。つまり、資本蓄積に照応する貧困は、生活苦、労働苦、社会苦の形をとって蓄積されることになることを示している。頭川博氏は、生活苦を「労働者の受け取る労働成果が労働力の回復による消費財分量に限定されるため生まれる社会的産物」であり、労働苦は「必要労働を超える労働日の延長作用」によって不可避的にもたらされるとしている。（頭川博『資本と貧困』八朔社、2010年）このとらえ方を援用すると、社会苦は生活苦や労働苦によってもたらされるとともに、賃労働という生存の仕方そのものに

起因しているということが出来る。

そこでここでは生活の貧困化を消費生活過程における生活苦と労働生活過程における労働苦、そ

して社会生活過程における社会苦の3つのフェーズで捉えることにする。

② 生活の貧困化はどのような形で現れているのか？

〈1〉消費生活過程における生活苦 ＝狭義の貧困

生活苦（狭義の貧困）をどのような方法で、客観的に把握し、具体的に測定するか。ここでの生活苦は「人間の再生産」が「労働力の再生産」に限定されることによってもたらされる生活困難である。生活苦という言葉は、一般に「労働力の再生産」ができない状態、つまり、賃金が労働力の価値どおりに支払われていない状況での貧困を想起させるが、しかし、「労働力の再生産」費用にみあう価値どおりに支払われていても、「人間の再生産」が困難な状態に陥っていかざるをえないことを生活苦と呼ぶ。とすれば「人間の再生産」が「労働力の回復による消費財分量」＝賃金に限定されることからどのような困難が生じるかを明らかにする必要がある。現実の賃金水準は相対的過剰人口の圧力によって「労働力の回復による消費財分量」を下回ることも少なくない。その結果、健康破壊などいわゆる「絶対的貧困」がもたらされたりもする。

1) 生活苦を抱えた人びとの拡がり

「人間らしい生活」＝最低生活とは何か、「人間らしい生活」が満たせない状態＝生活苦とは何か

については、これまで多くの実証的研究が積み重ねられてきている。金澤誠一氏は、アマルティア・センの貧困論を用いて、「人間らしい生活」に必要な2つの「生活の質」（基本的な健康・生命を維持するための「生活の質」、社会・文化的な「生活の質」）を設定し、これらを達成するために必要な「最低生計費」を算定している。この「最低生計費」の算定にあたっては、人間存在の多様性や「個々人が自分の価値や目的あるいは人生設計を選択し、それに向かって活動する自由」に配慮している。またここでの「最低生活費」は現行の社会保障・社会福祉制度や生活基盤の制度（住宅、教育など）、人権保障や平和などが前提となっている。

こうした方針に基づいて、首都圏の労働者を対象にマーケットバスケット方式によって最低生計費が算定（2008年時点）されている（『季刊労働総研』No.73・74、2009年）。下表で示されている「人間らしい生活」のための生活資材やサービスの購入額は、現実に首都圏で暮らす普通の労働者生活・ライフサイクルを想定して算定されたものであり、望ましい「人間らしい生活」を想定したものではない。「人間らしい生活」のぎりぎりの状態を切り取った試算であり、この水準を下回るとは今日の日本社会で生活の再生産が不可能になるという水準である。したがって、公認の「人間らしい生活」の最下限である生活保護基準との

図表1 モデル世帯の最低生計費

	最低生計費 (月額) (税込み)	最低生計費 (年額) (税込み)	生保基準との 比較(生保基 準を100)	最低生計費水 準の入りとの 割合(%)
20歳代単身世帯	22万3,801円	2,806,612円	102.2	74.6
30歳代夫婦のみ世帯	35万6,022円	4,372,264円	117.7	27.4
30歳代夫婦と未婚子1人世帯	43万5,244円	5,229,288円	119.9	44.0
40歳代夫婦と未婚子2人世帯	56万3,659円	6,763,994円	128.2	29.9
50歳代夫婦と未婚子2人世帯	75万0,512円	9,006,144円	126.9	54.8
50歳代夫婦のみ世帯	37万0,687円	4,445,244円	122.8	31.2
70歳代母親と未婚子1人世帯	35万0,519円	4,206,144円	115.2	76.1
70歳代単身世帯	30万4,815円	3,657,780円	136.4	82.5
70歳代夫婦のみ世帯	30万4,568円	3,654,816円	136.8	62.7

比較が行われている。モデル世帯の最低生計費の指数は、最も低い20歳代単身世帯の102.2～最も高い70歳代夫婦のみ世帯の136.8の間に収まっている。生活保護基準の1.0～1.4倍の水準は、生活保護世帯で免除されている非消費支出等を勘案すれば、ほぼ生活保護と同等な生活水準と思われる。

また「国民生活基礎調査」（2005年）の世帯所得を用いて、この「最低生計費」未満で暮らしている世帯の試算も行われている（図表1）。それによると、「最低生計費」未満比率が最も高いのは、70歳代単身世帯の82.5%、次いで30歳代母親と未婚子1人世帯の76.1%、20歳代単身世帯の

74.6%となっており、他方、比率が低いのは30歳代夫婦のみ世帯の27.4%、50歳代夫婦のみ世帯の31.2%などとなっている。このモデル世帯の構成は、今日における労働者家族の標準的ライフサイクルを示しており、それぞれのライフステージごとに大量の「最低生計費」未満の世帯を排出していることを明らかにしている。

2) 生活苦は労働者家計にどのような形で現れているか

家計調査の勤労者家計の長期トレンドからは次のようなことが見えてくる。1つは高度成長期を

図表2 勤労者世帯の1カ月間の支出(年平均)

	1955年	1965年	1980年	2005年	2010年	2014年
支出総額	41953(100) (100.0)	753309(1796) (100.0)	1081988(2579) (100.0)	968810(2381) (100.0)	990742(2362) (100.0)	993843(2369) (100.0)
1.実支出	26786(100) (63.9)	360642(1346) (47.9)	446881(1867) (41.3)	412928(1542) (41.3)	409039(1527) (41.3)	414975(1549) (41.8)
1)消費支出	25513(100) (56.1)	289489(1231) (38.4)	353552(1504) (52.7)	329499(1401) (33.0)	318315(1354) (32.1)	318755(1356) (32.1)
食料	10485(100) (24.9)	74369(711) (9.9)	80189(766) (7.4)	70947(678) (7.1)	69597(665) (7.0)	71189(680) (7.2)
住居	794(100) (1.9)	12748(1721) (1.8)	22242(2801) (2.1)	21839(2751) (2.2)	20694(2606) (2.1)	20467(2578) (2.1)
光熱・水道	1374(100) (3.0)	17125(1344) (2.3)	20839(1636) (1.9)	21328(1674) (2.1)	21704(1704) (2.2)	23397(1837) (2.4)
家具・家事用品	551(100) (1.3)	12182(2210) (1.6)	12186(2212) (1.1)	10812(1872) (1.0)	10628(1981) (1.1)	10868(1972) (1.1)
被服	2861(100) (6.8)	20176(706) (2.7)	19081(667) (1.8)	14971(533) (1.5)	13573(474) (1.4)	13730(480) (1.4)
保健医療	506(100) (1.2)	6814(1246) (0.9)	10565(2088) (1.0)	12035(2778) (1.2)	11396(2252) (1.2)	11279(2229) (1.1)
交通通信	454(100) (1.1)	27950(6156) (3.7)	41295(9096) (3.8)	46085(10349) (4.7)	48002(10573) (4.9)	53402(11763) (5.4)
教育	834(100) (2.0)	12157(1475) (1.6)	18766(2377) (1.7)	18561(2353) (1.9)	18195(2308) (1.8)	18094(2196) (1.8)
娯楽・交際	1280(100) (3.1)	25289(1974) (3.4)	34484(2694) (3.2)	32847(2586) (3.3)	34160(2689) (3.5)	30435(2278) (3.1)
他の消費支出	4504(100) (10.7)	79699(1769) (10.6)	98926(2085) (8.7)	79871(1769) (8.0)	70355(1562) (7.1)	68890(1463) (6.6)
2)非消費支出	2072(100) (7.8)	71183(2173) (9.5)	98029(2842) (8.6)	83429(2549) (8.4)	90725(2772) (9.2)	96221(2940) (9.7)
直接税	2965(100) (5.6)	40852(1727) (5.4)	43854(1854) (4.1)	35851(151.6) (3.6)	40116(169.6) (4.1)	41462(175.3) (4.2)
社会保険料	762(100) (1.8)	29680(3917) (4.0)	48021(6422) (4.5)	47374(6217) (4.7)	50540(6822) (5.1)	54694(7178) (5.5)
2.実支出以外支出	6128(100) (14.6)	233548(4790) (40.0)	550408(2861) (50.9)	513814(8385) (51.4)	522638(8529) (52.8)	522080(8520) (52.5)
貯蓄	2605(100) (6.2)	216822(10080) (28.8)	428164(16496) (39.6)	401296(15405) (40.2)	408903(15697) (41.2)	407294(15635) (41.0)
保険掛金	957(100) (2.3)	24586(2549) (3.3)	45687(477.4) (4.2)	25174(367.5) (3.5)	27672(289.2) (2.8)	24275(254.7) (2.5)
土地等借入金返済	560(100) (1.6)	23703(3605) (3.2)	37301(5651) (3.5)	32711(495.6) (3.3)	37682(570.9) (3.8)	36615(554.8) (3.7)
3.繰越金	9039(100) (21.6)	99119(1096) (3.2)	85008(940) (7.9)	72067(797) (7.2)	59064(652) (6.0)	56786(628) (5.7)

資料：総務省統計局「国民生活基礎調査」上巻（1955年～2014年）下巻（2010年～2014年）支出内訳表を基に作成した。

経て、1985年頃までには家計支出・収入の戦後型の標準形のようなものができあがってくる。その後、1998年頃を境にこの戦後型の標準形が解体期に入り、現在に至っている。この標準化された勤労者家計の特徴は、家計支出規模の異常な大きさである。その解体の様は1955年から1985年の30年間に勤労者家計の支出規模が18倍に膨張し、他方、1985年～2014年の29年間の支出の伸びはわずか1.3倍であり、特に1998年のピーク時以降はピーク時の9割程度に減少していることに示されている。1985年の総支出753,309円の内訳は、実支出が半分以下の360,642円、消費支出は総支出の38.4%の289,489円であった。

消費支出を上回る「実支出以外支出」の中身は預貯金、民間保険の掛け金、ローン等の借金返済であったが、これは生活基盤や社会保障・社会福祉制度の未整備や不備のなかで子どもの教育費用、住宅取得費用、老後費用などが個々の家計の私的努力にゆだねられた結果、このような形をとったのである。そしてこのくらし方がその後標準的生活様式として労働者家計を枠付けることになったが、そのため固定的な生活維持費を膨張させ、

1985年以降の支出の推移にみられるごとく家計の硬直化を招いた。これへの対応は比較的弾力性のある食費や被服費、教養娯楽費、交際費を含むその他の消費支出の節約となって現れている。「人間らしい生活」としての健康や文化性、社会的交流を犠牲にしての生活の維持となっているのである。この先には江口英一氏たちが指摘したように「社会からの脱落・孤独」や「自主的・自立的な生活の喪失」が待ち受けている。

2つはこうした膨張する家計支出をまかなっていた収入構造の特徴から見てくるものである。実収入も1998年以降急速に下降し、1998年比で2014年には88.3%に減少している。世帯主収入で実支出をどこまで賄えるかについては、1998年の107.5%、2005年103.1%、2010年102.0%と低下し、2014年には99.9%とついにマイナスになっている。もちろん世帯主の定期収入では既に1998年時点でもマイナスになっていたが、それをカバーしてきたのが妻の収入であり、社会保障収入などのその他収入であった。しかし、近年はそれでも収入の低下に追いつかず、月賦・掛け買いの比率が上昇している。賃金の減少等収入の

図表3 勤労者世帯の1カ月間の収入(年平均)

	1955年	1985年	1998年	2005年	2010年	2014年
収入総額	41953 (100) (100.0)	753309 (1796) (100.0)	1081992 (2579) (100.0)	998810 (2381) (100.0)	990742 (2362) (100.0)	993842 (2369) (100.0)
1. 実収入	29169 (100) (69.5)	444846 (1526) (58.1)	588916 (2019) (54.4)	504585 (1798) (52.5)	520692 (1785) (52.6)	519761 (1782) (52.3)
a. 勤労収入	27080 (100) (64.6)	419610 (1550) (55.7)	551286 (2086) (51.0)	498829 (1834) (49.5)	485340 (1792) (49.0)	485251 (1785) (48.6)
世帯主収入	24095 (100) (57.4)	367026 (1525) (48.7)	480122 (1995) (44.4)	425706 (1769) (42.6)	417261 (1734) (42.1)	414488 (1723) (41.7)
妻の収入	395 (100) (0.9)	35677 (9052) (4.7)	58891 (14150) (5.2)	57035 (14439) (5.7)	56943 (14416) (5.8)	59646 (15100) (6.0)
b. 事業等収入	610 (100) (1.5)	6288 (1047) (0.9)	2312 (543) (0.2)	2735 (448) (0.3)	2295 (375) (0.2)	2436 (399) (0.2)
c. その他の収入	1479 (100) (3.5)	18847 (1274) (2.5)	21275 (1445) (2.0)	17959 (1214) (1.8)	24998 (1690) (2.5)	25974 (1744) (2.6)
社会保障収入	392 (100) (0.8)	6171 (1889) (0.8)	19980 (6018) (1.9)	16862 (5079) (1.7)	23489 (7075) (2.4)	23956 (7316) (2.4)
2. 実収入以外収入	4166 (100) (9.9)	212976 (5112) (28.2)	405673 (9728) (37.5)	399061 (9579) (40.0)	406649 (9761) (41.1)	410584 (9856) (41.2)
a. 貯金引出	1851 (100) (4.4)	191339 (10537) (25.4)	368729 (19875) (34.2)	359502 (19422) (36.0)	354536 (19154) (35.8)	348843 (18900) (35.2)
b. 保険取金	257 (100) (0.6)	1887 (794) (0.2)	5398 (2100) (0.5)	5171 (3012) (0.5)	5308 (3026) (0.5)	4688 (1824) (0.5)
c. 借入金	509 (100) (1.2)	7504 (1474) (1.0)	4444 (873) (0.4)	7161 (1407) (0.7)	6250 (1238) (0.6)	6163 (1211) (0.6)
d. 月賦・掛買	1294 (100) (3.1)	10333 (799) (1.4)	23851 (1843) (2.2)	26594 (2055) (2.7)	39674 (3081) (4.0)	49197 (3802) (5.0)
3. 繰入金	8618 (100) (20.5)	95427 (1108) (12.7)	87402 (1014) (8.1)	75164 (872) (7.5)	63400 (736) (6.4)	63497 (737) (6.4)

資料：総務省統計局「家計調査報告」より作成。注：1955年を100とした1985年対比、1998年対比、2005年対比、2010年対比、2014年対比

低下に対応すべく、労働者家計ではこの30年間実支出を切り詰めてきているが、ついに世帯主収入+家計補充的な妻の収入という標準的対応では、戦後型の生活様式の維持が難しくなったことを示している。

〈2〉労働生活過程における労働苦

労働生活過程における労働苦は二重である。一つは賃金と引き替えに主体的活動力を他者へ売り渡した非主体的活動であることからくる苦痛である。もう一つは「必要労働を超える労働日の延長作用」からくる苦痛である。いずれも労働者であることからくる苦痛であるが、まずは「必要労働を超える労働日の延長作用」と直接関わる労働時間をめぐる労働苦からみることにする。

1) 労働時間をめぐる労働苦

「毎月勤労統計」や「労働力調査」の長期トレンドで見ると年間総実労働時間は減少している。「毎月勤労統計」ではピーク時の1960年前後は2400時間を超えており、1992年から2000時間を下回り、1998年以降は1900時間を、そして2009年からは1800時間を切ってきている。「毎月勤労統計」より実労働時間が長い「労働力調査」でも同様の傾向を示している。「労働力調査」の週60時間以上働く雇用の比率は2004年の12.2%から2014年には8.6%に低下している。

しかし、ほんとうに労働時間は短縮されてきたのか。見かけ上の労働時間短縮の背後にあるのは

図表4 非農林業雇用者(男性)
200日以上就業者の週就業時間

	15時間未満	15-34時間	35-42時間	43-48時間	49-59時間	60時間未満
1969年	0.6	1.0	7.7	47.1	30.7	12.8
1971年	0.5	1.2	10.9	47.7	27.5	12.1
1974年	0.7	1.5	17.9	48.1	21.9	9.5
1977年	0.3	1.1	14.6	45.1	27.1	11.8
1979年	0.3	1.8	13.3	41.5	30.0	13.7
1982年	0.3	1.5	14.6	41.1	28.6	13.8
1987年	0.3	0.3	13.3	36.0	31.5	17.5
1992年	0.3	2.1	23.3	38.6	23.2	12.4
1997年	0.3	2.2	33.7	39.1	18.9	11.9
2002年	0.5	2.7	27.2	29.2	23.2	17.2
2007年	0.6	3.6	25.3	28.8	23.2	18.0
2012年	1.0	4.3	29.5	27.6	21.8	15.8

資料：労働力調査(厚生労働省)

非正規の短時間労働者の増加である。したがって労働時間の実相をみるには、フルタイム労働者の1人当たりの労働時間をみなければならない。通常の就業状態を把握する「就業構造基本調査」による年間200日以上働いている非農林業雇用者の週就業時間は、図表4のようにになっている。1988年の労働基準法改正(週40時間労働制)以降、1990年代には週49時間以上働く男性雇用者数は減少しているが、2002年、2007年には再び49時間以上就業の比率が40%を越え、1980年代の水準に近づいている。特に60時間超の割合は2007年に過去最高の比率になっている。

「社会生活基本調査」を用いた山本勲・黒田祥子氏の研究(山本勲・黒田祥子『労働時間の経済分析、日本経済新聞社、2014年』)によると、週35時間以上働くフルタイム労働者の週当たり労働時間は、1976年～1986年かけて3時間程度増加して50時間程度となり、その後2001年にかけて2時間程度減少し、その後は2011年までに再度2時間程度上昇して、週休二日制や時短が行われる前の1980年代の水準に戻っていることを明らかにしている。また週休二日制にともなって2011年の平日のフルタイム雇用者の労働時間は8.67時間と1976年当時と比べて0.92時間増加している。その結果、10時間以上働くフルタイム男性雇用者の割合は2011年には43.7%と驚異的な比率に上昇している。こうした労働時間の膨張に加えて、この間、深夜や早朝の時間帯での労働も増えている。まさにフレキシブルな労働へと変化したのである。

そしてこれらにさらに通勤時間が付け加わる。NHK放送文化研究所の「国民生活時間調査」では男性勤め人の平日往復の通勤時間は1時間27分、東京圏では1時間42分となっている。こうした労働時間+労働のための移動時間の膨張は、当然、他の生活時間に大きな影響をもたらすことになる。その一つは睡眠時間である。「社会生活基本調査」では、1976年～2011年の35年間でフルタイム雇用者の週睡眠時間は4時間程度減少している。平日の睡眠時間はこの間0.37時間減少している。このように長期にわたって睡眠時間を減少させている国は世界でも希有である。

ちなみに前記NHK調査でも国民の睡眠時間減少傾向が長期にわたって続いていたが、2015年調査では下げ止まったとされている。それでも有職

者の平日の睡眠時間は6時間56分と低下したままである。さらに興味深いのは睡眠時間と併せて「会話・交際」の行為者比率、時間量が長期にわたって低下し続けていることである。2015年の平日の「会話・交際」比率は15%、時間量は1時間34分になっている。つまり、長時間労働が生理的再生産時間や関係性維持時間をそぎ落としてきているのである。

労働時間の延長と併せて労働密度や労働強度の強化が進められてきた。IT化と人員削減等により時間当たりの労働負荷が強められ、また失業者増や非正規労働者増の圧力が労働者間の競争を高め、過度労働を促進させた結果、労働生活過程における労働苦はいつそう募ることとなった。2000年以降、高い水準で続く「過労死」や「過労自殺」、メンタルクライシスがこうした労働苦の必然的帰結であった。厚労省「労働者健康状況調査」(2012年)によると、仕事や職業生活で「強い不安や悩み、ストレス」があるとする労働者は60.9%にものぼり、正社員ではさらに高く64.1%になっている。現実に1割弱の事業所ではメンタルヘルス不調で「連続1ヵ月以上休業又は退職した労働者」がいる。

2) 「奴隷状態」の深化

「過労死」や「過労自殺」を多発させるような労働苦はなぜ引き起こされるのか。労働者は喜んで過重労働を引き受けている訳ではない。連合総研「第30回勤労者の仕事と暮らしについてのアンケート」(2015年11月)によれば、所定外労働を行った人の37.5%は「仕事をやりたくない」と感じていた。また月80時間超の残業者では53.6%が拒否感を感じている。残業の直接的理由は「人手が足りない」「突発的な仕事がある」「残業を組み込んだ業務運営」などさまざまであるが、いずれにせよ残業を拒否する自由がないのである。要するに一人一人の労働者の事情などお構いなしの職場運営が行われているのである。

職場で労働者がどのように扱われているかの一端を示すデータに「個別労働紛争解決制度の施行状況」報告がある。総合労働相談件数は、2002年度の62万5,572件から2009年度の114万1,006件に増加し、その後若干減少はしているが、100万件以上が続いている。うち民事上の個別労働紛争相談件数も2002年度の10万3,104件から2011

年度には25万6,343件とピークになり、2014年度も23万8,806件と高水準が続いている。2014年度の間の相談内容は、「いじめ・嫌がらせ」が最も増えて6万2,191件、次いで「解雇」はピークの2009年度の6万9,121件から減って3万8,966件、「自己都合退職」をめぐる紛争は3万4,626件に増加、その他「労働条件の引き下げ」「退職勧奨」が2万件台で続いている。これは氷山の一角である。こうしたなかで労働者の権利を全く剥奪した「ブラック企業」や「ブラックバイト」が横行する状況が生み出された。

今日の労働者が置かれている「奴隷状態」を象徴するのが「いじめ・嫌がらせ」といったハラスメントである。厚労省「職場のパワーハラスメントに関する実態調査」(2012年)によると、パワハラ相談のあった企業比率は45.2%、実際に過去3年間にパワハラにあった企業は32.0%、また従業員調査では25.3%がパワハラを受けているとしている。労働者の4分の1が「上司」「先輩」「正社員」など立場の上の者からハラスメントを日常的に受けている状況は深刻である。この「上司」「先輩」「正社員」の背後には有無を言わせぬ資本の専制があり、「部下」「後輩」「正社員以外」の「奴隷状態」がある。そして物言えぬ労働者の増大は重大事故や企業犯罪を頻発させている。

〈3〉社会生活過程における社会苦

資本蓄積は上記のような生活苦や労働苦を加重させるだけではなく、労働者の社会生活の再生産を困難化する。ここでは資本主義化がもたらす家族・地域の再生産困難や「無知、野蛮化、および道徳的墮落」を社会苦として捉えることにする。

1) 資本主義下の家族・地域と生活の個人化

家族が資本蓄積の下におかれると、つまり労働者家族化すると、賃金の範囲で維持できる家族の形、規模に変化し、小核家族化が進むことになる。賃金で賄える生活単位が限りなく縮小すれば、家族としての再生産が不可能になり、個人化する。第2次大戦後の「高度成長」期を経て、日本では上記のドラスティックな家族変動が急速に進み、少子・超高齢社会が将来している。1世帯当たり人員は1960年の4.18人から2010年には2.46

人へと縮小し、同期間に単独世帯は358万世帯から1679万世帯に増加している。合計特殊出生率も同期間に2.00から1.39へと低下している。1人当たり月間現金給与額が1980年代末の水準にまで下降し、特に家族形成期の若い世代でのワーキング・プア化が進むなかで、家族の解体、未形成が一段と進行している。そして現在、「子どもの貧困」「若者の貧困」「高齢者の貧困」「女性の貧困」と全世代、性別を問わず生活の貧困化が表出している。

それは地域生活の維持・再生産の困難と結びついて、地域社会の衰退を引き起こしている。「高度成長」期の強蓄積はそれに必要な若い労働力を全国から大都市圏へと吸引し、併せて非大都市圏での産業を破壊したことも重なり、人口減少や少子超高齢化が進行し、「地方消滅」が取りざたされる事態を生み出してきた。同じ事態は大都市圏の周辺部のニュータウンなど「新興住宅地域」でも起こっている。地域の生活インフラの解体、地域互助活動の維持困難、社会的孤立などの増大である。こうした今日の社会苦の一つの典型が「孤独死」や自殺の多発である。東京都監察医務院「事業概要」や都市再生機構のデータ2000年以降「孤独死」は増え続け、自殺件数も高止まりのままである。

また社会苦としての各種虐待件数も増大している。児童相談所が対応した2014年度の児童虐待件数は8万8,931件で、24年連続で過去最多を更新している。2014年度の家族等養護者による高齢者への虐待件数も1万5,739件と増加している。また要介護施設での虐待件数も増えている。さらにDVや子どもによる親への暴力事件も増えている。このように追い詰められた者同士での傷つけあう行為が増えている。柳田國男は昭和初期の日本の貧困状況を自殺の増大などを手がかりに「孤立貧と社会病」として捉えたが、今日、グローバル化の下での資本蓄積の拡大を通していっそう拡大された形で荒々しく再現されてきているのである。

2) 社会的排除と貧困の固定化

一方の極における富の蓄積がその対極における生活の貧困を蓄積するとすれば、資本主義社会は基本的に不平等を促進する「格差社会」であるが、問題はその「格差社会」化が現在どのような特徴をもって現れているかである。二宮厚美氏は現代

日本の「格差社会」化は「複合的・連動的な構造」をもち、経済的格差が能力格差を呼び起こし、最終的には「人格格差」を招くと分析している（二宮厚美『格差社会の克服』、山吹書店、2007年）。これは勤労諸階級の貧困化が階層差を持って進行し、その下層部分に最も厳しく表出することを示している。

二宮氏の言う「人格格差」をここでの社会生活過程における社会苦に関連させれば、生活主体の社会関係を破壊したり、またその社会関係維持力や関係形成力を傷つけたり、未形成のまま放置されることである。こうした社会とのつながらる力の破壊は、生活苦や労働苦などの貧困化とも相まって社会的排除を促進させる。その結果、特定の「不利な人々」（岩田正美『現代の貧困』、ちくま新書、2007年）において、極貧化が固定化し、世代的にも再生産されやすくなるのである。貧困の固定化は、「不利な人々」を社会のメンバーとして異質視する傾向を強め、バッシングの対象にするなど、貧困からの脱出をいっそう困難化させる（青木紀編著『現代日本の「見えない」貧困』、明石書店、2003年）。

〈4〉相対的過剰人口の増大と貧困の加重化

1) 相対的過剰人口の増大

労働者階級の貧困を増大させる相対的過剰人口が現在どのような形態をとり、どのような規模になっているかについては既に多くの論考もあるのでここではその詳細には立ち入らない。いわゆる「完全失業者」数や「完全失業率」は2009年、2010年をピークにこの間下がり続けている。反対に「非正規雇用」労働者数は増加している。したがって、相対的過剰人口の大きさは、半失業状態にある「非正規雇用」労働者を含めて把握する必要がある。伍賀一道氏の労働力調査を用いた、非正規雇用のうち「正社員に変わりたい」比率等から推計した試算によると、相対的過剰人口の大きさ（半失業+顕在的失業+潜在的失業）は、2003年の730万人～848万人から2014年の797万人～878万人へと増加している（2つの数値のうち小さい数値は潜在的失業のうちすぐ仕事に就けるによる試算値）。

就業構造基本調査（2012年）の無業者で就業希望の求職者（顕在的失業者）数は469万人で同年の労働力調査の完全失業者数285万人より184万人も多くなっている。また同年の非正規雇用労働者数も2043万人と労働力調査より230万人も多くなっている。さらに求職活動をしていない就業希望の無業者（潜在的失業者）が618万人もいる。したがって相対的過剰人口は労働力調査での推計よりもさらに大きくなると思われる。このうち就業希望の求職者と非正規雇用労働者の合計2512万人は同年の役員を除く雇用者総数の46.9%を占めている。これらの膨大な顕在失業者と低賃金不安定雇用労働者の存在が、この間に正規労働者の賃金や労働条件悪化の重りとして作用してきたことは否めない。

2) 相対的過剰人口と生活の貧困の加重化

こうした相対的過剰人口の増大が勤労諸階級の生活の貧困をいかに強めているか的一端を、就業構造基本調査からうかがうことにする。上記顕在的失業者の主な収入の種類は、収入なし50.1%、社会保障給付21.9%、賃金・給料13.6%、仕送り5.0%などとなっている。半数は無収入、生活の維持ができない状況にあるなかでの求職活動となっている。他方、非正規雇用労働者の所得水準は、249万円以下が87.4%を占めている。この水準は前記の首都圏調査の最低生計費水準（20歳代単身世帯）を下回るものであるが、生活保護と同水準以下で多くの非正規雇用者が働いていることが分かる。相対的過剰人口に組み入れられている労働者の劣悪な状態が、労働者階級全体の生活苦、労働苦、社会苦を加重化させているのである。

図表5 雇用形態別所得

	総数(千人)	50万円未満	55-99万円	100-149万円	150-199万円	200-249万円	250-299万円
雇用者計	53538(1000)	4.7	11.8	10.9	8.0	11.1	8.3
正規	33110(1000)	0.6	1.2	2.9	5.2	11.3	10.6
非正規	20427(1000)	11.3	29.0	29.8	12.6	10.7	4.7
パート	9561(1000)	9.1	39.9	32.1	10.4	5.2	1.4
アルバイト	4392(1000)	24.2	54.3	19.2	10.3	6.8	2.0
派遣社員	1187(1000)	5.6	10.3	16.3	17.8	24.4	12.0
契約社員	2909(1000)	1.9	5.2	14.3	19.4	24.2	13.2
嘱託	1193(1000)	3.2	6.2	12.7	17.7	21.1	11.6
その他	1185(1000)	18.7	20.3	16.9	12.3	11.6	5.8

資料：就業構造基本調査(2012年)

3 生活の貧困化はなぜ大量化してきたのか？

なぜ生活の貧困化が今日のように大量化し、深刻化してきたのか。ここではその原因を1980年代以降に進行した4つの社会事象との関わりでみることにする。それは第1に、生活の貧困を生み出す資本主義的蓄積に対するさまざまな経済的・社会的規制の撤廃、第2に生み出される貧困の抑制・緩和装置としての社会保障・社会福祉など制度的な生活保障機能の低下、第3に資本蓄積による貧困化に歯止めをかける社会的強制力の弱体化、そして第4に市場主義的イデオロギーを受容する生活意識・生活規範の変容である。

〈1〉資本蓄積への規制撤廃

1) グローバル化と経済的規制の撤廃

日本におけるグローバル資本と連携した大企業の経済活動への規制撤廃の動きは1980年代の臨調行革として進められた。財政赤字の解消などを口実にまずは公共的活動分野の「民営化」から始まり、大企業等の活動に加えられた各種規制を次々と撤廃していったが、そのなかでの最大の眼目は国鉄など公営企業等での戦闘的労働組合の解体で

あった。臨調答申で示された規制撤廃項目は1350項目に及んだが、その後、規制撤廃の進行管理のために3次にわたる行革審が設けられ、流通、物流、情報通信、金融、エネルギー、農産物、ニュービジネス（金融、自動車リース、労働派遣等）の7分野での規制撤廃、検査検定・資格制度の見直しが行われた。

1990年代入ると、規制撤廃はさらに加速し、1993年の細川首相の私的諮問機関「経済改革研究会」中間報告（「平岩レポート」）では、基本原則として「経済的規制は『原則自由』に」、「社会的規制は『自己責任』を原則に最小限に」を掲げるまでになった。1995年からは3年ごとの「規制緩和推進計画」をたて、2005年からは規制撤廃の実施を監視するための規制緩和委員会が設けられ、その後さまざまな名称で監視・審議組織が続いている。このように勤労国民のいのちと暮らしを守るための規制が次々と撤廃され、資本の自由な蓄積活動の前に差し出されてきたのである。空前の勤労国民の貧困化はその必然的結果であり、現在のアベノミクスはその総仕上げとも言えるものである。

2) 労働規制の撤廃

1990年代後半以降は本格的な社会的規制の撤廃に踏み込んでいく。その中心が労働の規制撤廃であり、そのシナリオとなったのが日経連の21世紀雇用戦略構想「新時代の『日本の経営』」（1995年）であった。そしてこのシナリオにもとづいてその後怒濤のような労働規制の撤廃が進められた。資本が労働力を自由に売り買いし、自由に使用する、他方で労働者は自己責任で自らの労働能力を「開発」し、いつでも労働市場の要請に応えられる準備をするという資本にとって夢のような仕組みづくりへと動き出した。これは横山政敏氏がいうように、「労働契約の個別契約関係への転換」であり、「社会法としての労働法の私法化」あり、「契約自由の原則を労働分野においてよりストレートに貫徹させようとする」ものであった（横山政敏「労働の規制緩和と労働市場」、『立命館経済学』第45巻・第6号）。

その後、今日に至るまで労働時間、労働者派遣、雇用形態の多様化、職業紹介、解雇規制、能力開発、雇用保険などにおいて労働規制がどのように撤廃

されてきたか、さらに新たに撤廃されようとしているかについては他の章で取りあげられているのでここではふれない。いずれも労働に対する資本の自由度をあげ、しかも安価にという方向であり、労働者の犠牲の下で安倍首相が言う「世界で一番企業が活躍しやすい国」（2013年2月）づくりが進められているのである。この間のこうした労働に対する規制の撤廃が大量貧困の元凶であることは言うまでもないだろう。

3) 医療、福祉、教育等への社会的規制の撤廃

労働規制の撤廃とあわせて医療、福祉、教育など社会サービス領域での社会的規制の撤廃も2000年前後から急速に進められた。この領域での規制撤廃は、サービスの各種基準（施設基準、人員配置基準、資格基準など）の緩和・撤廃、参入規制の撤廃、公的責任の縮小・限定などとして展開された。もともとこの領域は人びとの長期的な生活の再生産を維持するための基盤的社会サービスであり、所得格差でサービスの享受に差が出ることを防止するために公的に直接供給するか、非営利原則に基づいて、公益法人等によって公共的にサービスが提供されてきた。ここでの社会的規制の撤廃はこの基盤的社会サービスの領域を資本蓄積の場に開放するということである。株式会社等の営利事業体がこの領域で活動しやすいように上記の規制撤廃が行われたのである。

その口実とされたのは、財政赤字や供給不足、事業運営の非効率などさまざまであるが、規制撤廃を通して進められたのは、基盤的社会サービスの「商品化」、「脱公共化」であった。そしてこの分野での社会的規制の撤廃は、このサービスの担い手の生活苦、労働苦の増大として現れた。その象徴的事象が介護保険制度導入後の高齢者福祉領域にみられる労働者の生活苦と労働苦である。超高齢化によって高齢者ケアの必要度は急速に高まってきたが、これへの社会的対応を規制撤廃とセットになった社会保険方式で行ったのが介護保険制度であった。

2000年の制度導入後介護労働者は飛躍的に増大したがその大半は非正規労働者で埋められ、「3K労働」として忌避され、深刻な人手不足を招くまでになっている。そして制度開始から15年が経過した今日、介護保険下の事業形態は株式会社が多

数を占めるまでになっている。こうした高齢者福祉領域の「商品化」、「脱公共化」は、福祉労働者の貧困化を押し進めただけではない。労働者の貧困化と並行して、サービスの「商品化」や制度維持費の高騰が進んだために、保険料や利用料の高額化が高齢者や高齢者を抱えた世帯の暮らしを圧迫し、サービス利用からの排除や抑制が広がっている。このように社会的規制の撤廃による非営利性の希釈化、「商品化」の進展は、その領域で働く労働者の貧困とともにそのサービス利用を不可欠とする勤労者の生命と生活の再生産を困難化させ、その貧困化を増幅させてきているのである。

〈2〉社会保障・社会福祉など生活保障機能の低下

1) 社会保障制度「改革」—公的責任の放棄、給付削減と負担増、自助・互助への転嫁

1997年の第2次橋本内閣以来、20年近く社会保障「改革」と称する社会保障・社会福祉制度のリストラが遂行され、勤労国民の生活保障機能は長期にわたって低下し続けた。もともと日本の「福祉国家」の生活保障機能は企業福利や保障水準の低さを長期雇用保障慣行下での過度労働による自助努力での対応を前提にするなど不十分なものであったが、グローバル化や高齢化を口実に、90年代後半以降企業福利や長期雇用保障慣行を廃止し、併せて不十分な公的生活保障である社会保障・社会福祉の縮減を行ってきた。このことが前述の規制廃止と相まって2000年以降の生活の貧困化を高進させたのである。

橋本内閣の「社会保障構造改革」では、日本の社会保障水準は「諸外国と比較しても遜色のない水準」にあり、今後高齢化が進行しても、「国民負担率」が50%を超えないようにするために制度の「構造改革」が必要であるとし、「改革」の中身としては全体としての「効率化・適正化」、「制度を通じた給付と負担の公平・公正」、「在宅医療・在宅介護を重視したサービス提供体制」の整備、「公私の適切な役割分担と民活促進」などが打ち出された。そしてその「社会保障構造改革の第一歩として介護保険」が創設され、引き続き小泉内閣での医療・年金等の大リストラ「聖域なき構造改革」へと受け継がれるのである。

小泉内閣の社会保障制度「改革」ではこの大リストラが強引に進められた。小泉内閣の「社会保障の在り方に関する懇談会」では「今後の社会保障の在り方について」という報告をまとめ年金、介護、医療等の「改革」の内容と将来の方向性を具体化している。それによると、年金「改革」は保険料を2017年度まで段階的に18.3%まで引き上げ、その後固定し、他方で給付の伸びを抑制するマクロ経済スライドの導入が打ち出されている。介護保険「改革」では予防重視のシステムへの転換や施設給付の見直しが示され、実際に2006年度にはマイナス2.4%の介護報酬の減額が実施された。また医療制度「改革」では「予防重視の保健医療体系」への転換として、「医療費適正化」、「患者負担引き上げ」、「新後期高齢者医療制度」創設、療養病床の再編などが示され、2006年度からマイナス3.16%の診療報酬の減額が実施された。さらに制度間の重複等の排除として、介護保険や医療保険の食費・居住費の範囲の見直しなどが盛り込まれている。

これらの「改革」によって、給付は年金の給付の伸びが抑制され、介護保険も2015年度の給付を約17%抑制し、医療もまた給付を約8%抑制することができるとしている。この結果、2015年度の負担は「改革」前より1.5ポイントの減になると見通している。そして、社会保障の「基本的考え方」として「福祉社会は、自助、共助、公助の適切な組み合わせによって形つくられるべき」としたうえで、今後は高齢者、女性、若者、障がい者の就業を促進し、制度の担い手を拡大するとしている。これはアベノミクス第二弾の「一億総活躍社会」の原型である。また税制については「消費税を含む税制全体の改革を検討し、世代内及び世代間の負担の公平を図ることが重要」としている。

こうした社会保障のリストラはその後の自公政権で粛々と実行され、民主党・野田内閣の「社会保障と税の一体改革」を経て、自公政権の安倍内閣へと引き継がれている。「社会保障制度改革推進法」(2012.8)、「社会保障制度改革プログラム法」(2013.12)、「医療介護総合確保推進法」(2014.6)などとして具体化された社会保障制度のリストラは、公の役割をいっそう縮減したうえで「受益と負担の均衡」を図るとして給付の抑制と負担の増加を一段と進めるものとなった。その結果、社会

保障制度からの排除、脱落、利用抑制などが進み、制度から排除された人びとは市場での「商品」として提供されるサービスを購入するか、最後のセーフティネットとしての生活保護へと向かうことを余儀なくされた。

かくして生活保護の受給者数は、保護基準の引き下げや利用抑制のための規制強化や受給者に対する社会的バッシングの組織化にもかかわらず、増え続け、過去最高水準を更新し続けている。その中心は年金など所得保障の欠如による高齢者である。この最後にセーフティネットからも見放された高齢者等は先の述べたような孤独死や自殺に追い込まれるか、または犯罪の「加害者」として現れる。窃盗や無銭飲食等の微罪で収容されている高齢犯罪者の増加は、今日の日本の社会保障の行き着いた状況を象徴している。

2) アベノミクス下の社会保障・社会福祉 —「産業化」と「再家族化」

安倍内閣の「骨太の方針 2015」や「日本再興戦略 改訂 2015」によって進められている「安心につながる社会保障」の中身は、成長戦略に資する社会保障であり、「社会保障関連分野の産業化」である。この産業化路線は、前述の社会保障の縮減とワンセットであり、公的給付の範囲や水準の縮小・低下による「公的保険外サービスの産業化」や事業経営の規模拡大、ICT・介護ロボットの活用等による「介護の生産性向上」で推進しようとしている。そしてこれらの取り組みを通して「医療・介護の基幹産業化」がもくろまれている。その内容は、iヘルスケア産業の創出支援、ii医療・介護等分野におけるICT化の徹底、iii医療の国際展開（アウトバウンド・インバウンド）の促進、iv介護サービスの質の評価に向けた仕組み作り、v国際薬事規制調和と戦略に基づく国際規制調和・国際協力の推進、vi地域医療連携推進などである。

ここで推進されようとしている施策は、資本蓄積の結果、社会問題として増幅する生活の貧困化への社会的対応としての社会保障・社会福祉ではなく、生活困難や生活不安をビジネス化しようとするものであり、医療・介護等の「基幹産業化」が進めば進むほど、「安心につながる社会保障」が遠のいていくことになる。

そしてこの対極には公が退いた後を埋めるもの

としての社会保障・社会福祉の「再家族化」がある。この「再家族化」とは商品として社会保障・社会福祉を購入できない人びとは苦境にあっても放置されると言うことの別言である。改めて自民党憲法改正草案第24条1項に盛り込まれた「家族は、互いに助け合わなければならない」の意味が迫ってくる。安倍内閣の下での立憲制の否定は憲法の平和条項にとどまらず、社会権の否定、生存権の否定にまで進んできているのである。

〈3〉資本蓄積に歯止めをかける社会的強制力の弱体化

では何故生活の貧困化を食い止めるための、資本蓄積への規制や社会保障・社会福祉などの後退がもたらされたのであろうか。その要因の一つに社会運動など社会的強制力の弱体化の影響がある。資本が蓄積への規制を受け入れたり、社会保障・社会福祉などの負担を受容するのは、戦時のような危機の時代における「国民統合」の必要性からの譲歩か、敗戦後の日本のように社会運動が一定の強制力を発揮している場合だけである。したがって社会的強制力が弱まると、資本への規制撤廃や社会保障・社会福祉等の負担から逃れる動きが活発化する。

1) 個人主義化・消費主義化と社会運動の衰退

60年「安保闘争」をピークに日本の社会運動は後退局面に入る。それは「安保闘争」後の「所得倍增計画」による消費主義の開花と軌を一にしている。もちろん1980年代に本格化する資本蓄積への規制撤廃に至る迄には無数の抵抗運動があり、資本はそれらを「力の行使」によって抑制しながら、他方では、「選挙に勝利するための、かなり広範囲にわたる民衆の政治的な同意を形成する」準備をしてきた。それは社会的公正を追求する社会運動が前提にしている社会的連帯を弱めることであり、社会運動が前提としている「個人の欲求やニーズや願望を二の次にする覚悟」を動揺させ、個人の自由という価値観のなかに回収することであった。

そしてそのために、デヴィッド・ハーヴェイが言うように「消費者の選択の自由」が強調された。日本においては60年代以降「消費革命」とも言われる空前の消費ブームが起こっていた。高度成長

期に日本社会に定着するライフスタイルは「あらゆる生活手段を個人的に所有しようというもので、個人主義的生活様式」であった。高度成長末期には公害など大量消費社会のひずみが拡大する中で「異議申し立ての時代」が到来し、住民運動などの社会運動が高揚するが、石油ショックを経て、「個人主義的生活様式」はさらに深化し、「文化の産業化」、すなわちモノを売る時代から精神あるいは文化を売る時代へと進んだ。こうしたなかで労働者文化運動の中心を担っていた労音や労演は急速に衰退した（デヴィッド・ハーヴェイ『新自由主義』作品社、2007年）。

こうして個人的自由を前提にした消費主義が人びとの「常識」化していくなかで、この「消費者の選択の自由」による「豊かな社会」化を妨害し、既得権を擁護する敵役として各種の経済的・社会的規制が登場することになった。併せて集団的な行動様式や社会運動の官僚的運営は個人の自由を制限するものとして攻撃対象となった。社会問題を社会運動によって解決するという行動様式は衰退し、資本蓄積に伴うさまざまな問題は、消費者モデルを援用した個人の行うクレーム活動になった。ここから各種の規制撤廃の「同意」までは後一步である。これにバブル破綻による経済危機が加わり、前述のように1990年代後半から規制撤廃が一気に進むことになった。

2) 資本蓄積への労働組合等の社会的規制力の弱体化

戦後日本の社会運動で最も大きな力をもったのは資本蓄積と最前列で対峙する労働運動であった。その労働運動も資本の側の「力の行使」による「三井三池における炭鉱労組の敗北以後、…経済主義の傘の下に統合されはじめ、政治や文化に対する力を喪失しはじめ」、社会的規制力を弱体化させていった（宮本憲一『昭和の歴史10 経済大国〈増補版〉』小学館、1989年）。戦後直後の1947～1948年には労働者の5割以上を組織していた労働組合も高度成長期を経て労働者数が増加するにつれて組織率を低下させ、2015年には組織率を17%台に低下させている。他方、組合員数は1973年～1998年まで1200万人台を維持し、2000年頃から減少しはじめ、2015年には988万人になっている。また争議件数も争議参加人数も1970年

代後半以降激減している。

こうした労働運動の社会的規制力の弱体化は、日本の労働組合の組織形態上の問題とともに、高度成長期以降の産業構造や労働形態、そして労働者管理の仕方の変化に労働組合が十分に対応できなかったことの結果でもある。すなわち、非製造業分野のウエイトの高まりや労働形態の多様化、そして個人処遇化などである。このため労働者間の競争が激しくなり、「連帯的抵抗」は困難になった。労働組合による「平等を通じての保障」という機能は発揮されにくくなり、労働組合への結集も弱まった。組合は「私のしんどさ」に何もできないというシラケが広がったのである。（熊沢誠『格差社会ニッポンで働くということ—雇用と労働のゆくえをみつめて』（岩波書店、2007年）そのことを如実に示しているのが先に示した「個別労働紛争解決制度の施行状況」報告である。運動を通じてではなく、個別的に解決する志向が高まっているのである。

〈4〉生活意識・生活規範の変容と個人主義的自助イデオロギーの蔓延

1980年代の「1億総中流社会」はバブル経済の破綻を経て、1990年代に入ると「自己責任」と個人間の競争によって「危機」に対処し、その結果としての不平等を受け入れる「格差社会」へと舵を切り始めた。その背景となったのは、バブル経済の破綻とともに、急激に進展する経済のグローバル化のもたらす経済危機による企業倒産、失業の恐怖、巨額の財政赤字による財政破綻の危機、そして迫り来る超高齢社会の下での社会保障破綻の危機であった。危機と恐怖が煽られ、これまでのやり方では危機に対応できないとして、規制撤廃や社会保障の縮減を柱とする新自由主義的処方箋が、サッチャー流の「これしかない」という言説として巷にあふれた。また危機のなかで出された社会保障制度審議会95年勧告は、社会保障を「みんなのためにみんなで作くり、みんなで支えていくもの」「社会連帯のあかし」という言い方で国家責任を稀釈化させた。

こうした状況を受け、勤労者の間にも生活リスクへの個人主義的対応が進んだ。新自由主義による個人主義的自助イデオロギーのキャッチフレー

ズは「努力したものが報われる社会」であった。この言葉は努力したものが他人より果実を多く受け取るのは当然であるという格差を容認するとともに、報われないのは努力が足りないのだから厳しい状況を受忍せよというメッセージである。この言葉はやがて2002年の小泉内閣の公式文書「構造改革と経済財政の中期展望」のなかに、めざすべき社会像として盛り込まれた。

2011度「国民意識調査」によると、この「努力すれば報われる社会」の肯定比率は41.1%、男性でやや高く45.0%、最も高いのは経営者・役員59.4%、逆に低いのは会社員（事務系、技術系以外）37.4%、パート・アルバイト37.5%、専業主婦38.5%などである。

問題は報われることの少ない人びとの間でも4割近い支持があることである。しかし、統計数理研究所の「日本人の国民性調査」（2013年）によると「努力しても報われない」の比率が増加しており、この間の状況の悪化のなかでこの個人主義的自助イデオロギーも効力を失いつつあることを示している。これと対照的に1958年以降一貫して上昇しているのが「一番大切なもの」としての家族の比率である。2013年調査では44%と、第2位の「愛情・精神」と「生命・健康・自分」の18%を大きく凌駕している。家族の脆弱さの進行と家族への期待の高まりが反比例している。こうした家族主義的心情の高まりが、貧困の隠蔽と家族問題の深刻化の背景にあるのである。

4 生活の貧困化はいかにして防ぐことができるのか？ ……

ではこれまでみてきたような生活の貧困化はどうすれば防ぐことができるのか。それには、生活の貧困化をもたらしてきたさまざまな経済・社会的な原因を取り除くことが必要である。そのためには生活の貧困化の原因としての資本蓄積への規制によってその発現を抑制するための社会制度と発現した貧困を緩和する社会保障・社会福祉が一体となった「国民生活の最低限保障」（ナショナル・ミニマム）の確立が必要である。それには資本への規制撤廃と社会保障・社会福祉の縮減が進んだ1980年代以降の社会変化を振り返ると、新自由主義的「構造改革」に「同意」を与えてきた社会のあり方を変革すること、すなわち「個人の欲求やニーズや願望を二の次にする覚悟」や社会問題を集団的な行動様式によって解決する方法を今日の状況の下で創造、進化させ、新自由主義下の「常識」を変革することを併せて粘り強く追究し、追求することが求められている。

既に労働運動総合研究所では、2003年～2006年にかけて「ナショナル・ミニマム問題の理論・政策に関わる整理・検討プロジェクト」を立ち上げ、2006年に報告書をまとめている（『季刊労働総研クォーターリー』No62・63、労働運動総合研究所、2006.12）。このプロジェクト研究は2000年代初期の構造改革への全労連をはじめとする社会運動体の対抗を反映するものであったが、われわれの力量もあってその内容は所得保障が中心とな

り、社会サービス保障や労働への規制などはあまり取りあげられていない。その後、民主党政権下で「ナショナルミニマム研究会中間報告」（2010.6）が出されたり、2014年には国立社会保障・人口問題研究所の『社会サービスのナショナル・ミニマム報告書』が公表されたりしている。また2010年には「グローバル化とナショナル・ミニマムに関する研究会から増田正人・黒川俊雄・小越洋之助・真嶋良孝『国民の最低限保障—貧困と停滞からの脱却』（大月書店）が刊行されている。

既に見てきたように国民生活の危機がいつそう深刻化するなかで、改めて「国民生活の最低限保障」（ナショナル・ミニマム）への関心が拡がり始めている。今回のプロジェクト研究においては、現代日本の労働と貧困について、各論でそれぞれ現状・原因・対抗策が論じられているので、ここでは「国民生活の最低限保障」（ナショナル・ミニマム）の取りあげるべき課題のアウトラインを示すに止める。前述の「ナショナル・ミニマムプロジェクト」報告書では、ナショナル・ミニマムがカバーすべき領域として成瀬龍夫・二宮厚美氏の研究をもとに、i 現金給付型の所得保障、ii 現物給付型の社会サービス保障、iii 人権保障の公的規制・ルールを3つをあげていた。しかし、同プロジェクトの「ナショナル・ミニマム（国民生活最低基準）大綱案」では、「実質可処分所得による最低生活の保障」、「生活費には課税しない」「医療サービスは無償、住

宅費は公営住宅並み扶助、教育費は無償を原則に」の3つを構成要素としてあげているだけで、ii 社会サービス保障やiii 人権保障の公的規制・ルールについてはあまりふれられていない。

ここでは国民生活の最低限保障（ナショナル・ミニマム）の課題として労働生活に関わる領域での公的規制・ルール化、社会保障・社会福祉など所得保障と社会サービス保障、そして地域での人によるセーフティネットの強化を取りあげることにする。

〈1〉生活の貧困化をもたらす資本蓄積への経済的・社会的規制の強化

今日の生活の貧困化が資本蓄積による労働苦や失業や半失業など相対的過剰人口の増大に由来するとすれば、まずは労働苦や失業・半失業の拡大を規制する措置を強化する必要がある。2001年の全労連の「ナショナル・ミニマム提言」によると、「勤労にともなう最低保障水準」として、i 勤労所得の最低基準（全国一律最賃制の確立、業者・家内労働、農漁民、自由業の所得保障の最低基準）、ii 労働・就業時間などの基準、iii 完全雇用（労働者の解雇規制・中小企業への賃金補助、職業訓練）中小商工業者の営業（大店法）などの分野があげられている。今日の状況では非正規労働者等半失業者の増加への規制と賃金労働条件の改善およびこのことと密接に関連する最賃制度の改革が緊急の課題となっている。

〈2〉社会保障・社会福祉など所得再分配と社会サービス保障等による生活苦への対応

生活苦への対応としては、1990年代後半より縮減されてきた社会保障・社会福祉を今日の勤労者生活の状況に見合うように見直しする必要がある。ここでも前記の「ナショナル・ミニマム提言」の社会保障の最低保障基準であげられているi 所得保障の最低基準（生活保護基準、最低保障年金、失業給付・失業手当、傷病手当、児童手当、労災・公害・交通事故等の最低補償）、ii 保健医療の最低基準（定期健診、医療保険、高齢・障害・子どもと難病・結核・精神医療は医療保険の全額公費化、

医師・看護師確保）、iii 介護保障、iv 子どもと高齢者・障がい者・母子（父子）世帯の社会福祉の最低基準などを今日の生活状態、要求水準に見合うようにこれらの内容を具体化する必要がある。

提言では、この他に生活困難への対応として、「税制の課税最低基準」（i 所得課税の最低限、消費課税、資産課税の最低限）、「国民の食糧確保の最低保障基準」（i 最低自給率の確立、ii 生産体制の最適基準の確立）、「学校教育の最低基準」（i 教育費の最低保障、ii どの子どもにも学ぶ喜びとわかる学習基準の確立、iii 豊かな成長・発達を保障する教育条件の確立）、「住宅の最低保障基準」（i 家賃の最低保障、ii 住宅内容の最低基準、iii 人権としての居住権の確立）、「文化・体育・スポーツの最低保障基準」、「生活環境の最低保障基準」「平和的生存権の確保」などが掲げられている。

これらの現物給付の社会サービスのうち医療、介護、保育、教育、住宅などは地域的偏り等によって実際には最低限のサービスにもアクセスできない場合が生じており、移動の確保や情報なども今日の最低限保障を検討する上で重要な課題になっている。

〈3〉社会苦・「孤立貧」への対応としての地域で人が介在するセーフティネットの強化

ここでは貧困の表出形態の一つとして社会生活過程における社会苦をとりあげ、この貧困が生活主体としての労働者を傷つけ、孤立化させることを見てきた。この貧困を防止するためには、情報リテラシーの形成のための学習支援や労働組合、協同組合、NPO、ボランティア団体など互助・連帯組織による、地域での孤立防止の活動が重要になる。居住や職業選択の自由を前提にした資本主義のもとでは、共同体のような強いつながりは絶えず破壊され、孤立した上で資本に吸引されるという力が原理的に働く。資本は自由に労働力を買い、使用するために、労働者が横につながり連帯することを嫌う。したがって自覚的につながって「社会」をつくって孤立を防止し、情報リテラシーを身につけて対抗する以外に社会苦としての貧困を防止することはできない。

こうした地域での取り組みを「国民生活の最低

限保障」(ナショナル・ミニマム)のなかに入れることには疑念があるかもしれない。しかし、前述の制度や政策レベルの「国民生活の最低限保障」だけでは、社会苦のような貧困を防止することはできないのである。絶えず分解する危機をはらんだ多様な個人をつなぎ合わせ、意識的に「社会」をつくっていく営みを通して、人と人のネットワークによる安心・安全な社会的仕組みをつくることができるのである。

制度や政策レベルのナショナル・ミニマム保障と地域社会におけるさまざまな互助・連帯組織の活動との関係は、この活動を通じて形成される人と人を結びつける具体的な連帯によって生み出された信頼が、制度や政策レベルの公的セーフティネットを底から支えることになる。またこうした互助・連帯組織の自発的活動・運動は、「孤立貧」や社会苦を防止するとともに、自治体への参加を広げ、ローカル・ミニマムづくりと結びついて民主的な自治体建設につながっていくことが期待される。さらに民主的な自治体づくりが、国家の新しいあり方につながり、そこでの「国民生活の最低限保障」(ナショナル・ミニマム)が確立され、それが社会領域でのさまざまな共同の事業や活動・運動に結びつくと、地域社会には強固な社会的セーフティネットができあがると思われる。

〈4〉資本蓄積に対抗する社会運動・労働運動の再興

以上のように「国民生活の最低限保障」(ナショナル・ミニマム)は資本蓄積との熾烈なたたかひの結果としてしか実現しないことを示している。「国民生活の最低限保障」がここ20年近くにわたって切り下げられ、生活の貧困化が大量化したのは、社会運動や労働運動などの社会的規制力が低下してきたことの結果である。これは新自由主義的な考え方・見方が社会の「常識」化するプロセスを食い止められなかったということであり、イデオロギー闘争の敗北の結果でもある。したがって社会運動や労働運動がどう社会的な力を取り戻すことができるかということを抜きに「国民生活の最低限保障」の引き上げを語ることはできない。最後に社会運動や労働運動などの再興について、いくつかの課題にふれて稿を閉じることにする。

社会運動や労働運動の衰退の経過からわかることは勤労諸階級への消費主義、個人主義の進展のなかで、それにふさわしい運動の構築に失敗し、人びとに社会運動の「政治的有効性感覚」を失わせてきたことである。1973年から5年ごとに行われているNHK「日本人の意識」調査では、政治に関する有効性感覚(選挙、デモ、世論などが影響していると思う人の比率)は1973年が最も高く2000年にかけて低下し、2000年以降は若干上昇している。しかし「投票すること」「デモや陳情、請願など」、「国民の意見や希望」のいずれをとっても2013年の「有効性感覚」は1973年時点に比べて選挙で73%、デモなどで51%、世論で77%に低下している(高橋幸市・荒巻央「日本人の意識・40年の軌跡(2)『放送研究と調査』NHK放送文化研究所2014.8)。また2014年に実施されたISSP国際比較調査「市民意識」では2004年の調査に比べて日本人の政治的・社会的活動意欲がさらに低下しているという厳しい結果もある(小林利行「低下する日本人の政治的・社会的活動意欲とその背景」『放送研究と調査』NHK放送文化研究所2015.1)。

再び「政治的有効性感覚」をとりもどし、社会運動を再活性化させるには、個々の当事者が抱える個別的困難を社会問題化し、社会的責任で解決するそのプロセスを、個人主義をくぐらせた上で再度「集団的な行動様式」に結びつけるという社会運動の組織文化の刷新が必要であると思われる。社会的公正を求める社会運動はなにがしかの「個人の欲求やニーズや願望を二の次にする覚悟」を求められることは確かであるが、最初から「一人は万人のために」というスタイルでは多様で異質な諸個人を「集団的な行動様式」に誘うことはできない。「一点共闘」などに萌芽的に現れてきている社会運動スタイルをさらに磨きをかけることが求められている。

もう一つの課題は消費者主義、経済主義への埋没からの脱却である。高度成長期を経て日本の社会運動の多くは消費者主義、経済主義へと絡みとられていった。こうして社会運動体は「経済団体」化し、「消費者団体」化していった。社会的公正の実現運動ではなく、市場での経済取引を有利にするための交渉活動、基本的人権意識も「消費者としての選択の自由」に傾斜していった。このこと

は社会的公正や基本的人権の実現をめざす社会運動が社会で一定の支持を得るなかで「共益」の追求に関心が閉じ込められ、本来の公共性の追求が弱まったこととも関連している。

そして社会運動は特定の社会層の利益を擁護する圧力団体、「業界団体」の一種と見なされるような社会的ポジションに置かれた。当該の社会運動に参加していない人の眼にはそのように映ったのである。社会運動の生命線は社会的公正や基本的人権の擁護の立場から個々の当事者のかかえる個別的諸困難を社会の問題とし社会の責任で制度的、集団的に解決することにあつた。これは社会をつくり、社会を変える営みであつた。消費者主義、経済主義から脱却し、社会運動の原点にもう一度立ち返る必要はないか。「国民生活の最低限保障」(ナショナル・ミニマム)を機能させ、その水準を引き上げることは、一国の労働と生活、そして社会のセーフティネットを機能させ、その社会の安全・安心の水準を引き上げることであり、最大級の公共的活動である。したがって社会運動・労働運動は、「国民生活の最低限保障」(ナショナル・ミニマム)の水準引き上げを追求する担い手にふさわしく、互助・連帯組織の個性を活かした公共的存在へと自らを変革しなければならない。

社会運動・労働運動には孤立する個人を社会に組み込み、共同行動によって共同の利益を追求し守って行く側面と、特定の社会集団の利益を超えて「社会」全体の公共的利益を追求する側面がある。公共的社会運動は社会の「常識」を変えて、その新しい「常識」で国家のあり方を変える社会運動である。これは国家を制御する、公共を担う主体として自己変革する運動でもある。後者のような社会運動のあり方を強めることによって、「主権者」(公民)としての自覚が醸成され、単なる便益の「受益客体」からの脱却が促される。「国民生活の最低限保障」(ナショナル・ミニマム)を追求する社会運動は、「運動・要求主体であり、受益の客体であり主体でもある」、「主権者を育成していくプロセス」である。そしてこうした主権者の変化を進めることを通して「国民生活の最低限保障」(ナショナル・ミニマム)の引き上げは前進するのである(真田是『社会保障と社会改革』、かもがわ出版、2005年および拙稿「そもそも『社会福祉』とは何か—その社会性を中心に—」『総合社会福祉研究』、総合社会福祉研究所、2015.4)。

(はまおか まさよし・労働総研研究員・佛教大学名誉教授)